

歯科診療用ユニット 仕様書

令和8年度
山形県立中央病院

歯科診療用ユニット 仕様書

1 調達物品名および数量

- | | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 1-1 | 歯科診療用ユニット | 1式 |
| | (モリタ シグノG20 又は 同等品) | |
| | (同等品を提示する場合は、機能を比較できる資料を提出すること) | |

2 調達物品の構成及び数量

- | | | |
|-----|---|----|
| 2-1 | 歯科診療用ユニット | |
| 内訳 | ・チェア | 1式 |
| | (スライドステップタイプ) | |
| | ・ユニット及びテーブル | 1式 |
| | (オーバーアームタイプ) | |
| | ・フットコントローラー | 1式 |
| | ・無影灯 | 1式 |
| | ・オペレーティングスツール | 1式 |
| | ・インスツルメント | 1式 |
| | (エアタービン 2 回路、マイクロモーター 1 回路、超音波スケーラー 1 回路、スリーウェイシリンジ 2 回路、バキュームシリンジ 1 回路、排唾管 1 回路) | |

3 物品調達の一般的条件（共通項目）

- 3-1 入札機器は、入札時点で製品化されていること。
- 3-2 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造承認を得ていること。また、輸入品の場合は、輸入承認を得ている物品であること。
- 3-3 納入する機器は、全て未使用のもの（中古品・リファービッシュ品は不可）とし、設置完了までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合には最新の仕様で引き渡すこと。（周辺機器も同様とする。）
- 3-4 調達物品一式には、搬入・据付・排管・配線・調整・撤去を含むものとする。なお、ケーブル類等、機器一式が使用目的どおり稼働するため必要となる付属品等は、記載の有無にかかわらず調達物品一式に当然含まれる。
- 3-5 調達機器の納品のみならず、機器が調達目的どおり稼働したことをもって納品完了とする。

4 調達物品の特質（共通項目）

- 4-1 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等の要求（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示す通りである。
- 4-2 技術的要件は、必要最小限の条件であり、これを満たさない場合は落札決定の対象から除外する。
- 4-3 入札機器が技術的要件を満たしているか否かの判断は、製作仕様書等入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

5 搬入及び設置条件

- 5-1 設置場所
 - 5-1-1 本装置の設置場所は、山形県立中央病院（以下「当院」という。）の指定した場所とすること。
- 5-2 搬入
 - 5-2-1 本装置の搬入期限は令和9年3月26日までとし、協議のうえ発注者が指定した日時ならびに方法により行うこと。
 - 5-2-2 本装置の搬入、設置等の工事、調整に際しては、これに必要な養生を行うこと。なお、建物等を破損した場合は当院に報告し、補修を行うこと。

- 5-3 設置工事
 - 5-3-1 本装置が有効に稼動するための必要な一切の工事等（現有機器の撤去及び廃棄、設置、配線、配管並びにその他施工条件として示す工事を含む。）の経費は、納入者の負担により行うこと。
 - 5-3-2 ネットワーク工事ならびにその他施工条件として示す工事を含む経費は、納入者の負担により行うこと。
 - 5-3-3 耐震対策を考慮に入れ、装置、周辺機器の転倒防止のため建物との固定等必要な措置を講ずること。
 - 5-3-4 施工作业については、当院スタッフと打ち合わせのうえ行うこととし、契約後、速やかに施工詳細を決定すること。

6 設置後の調整及び稼動準備

- 6-1 本装置が有効に稼動するために必要な調整については、納入者の負担により責任を持って行うこと。
- 6-2 本装置を使用する者に対し、運用及び保守に必要な知識の説明及び指導を行うこと。
- 6-3 最新の日本語の操作マニュアルを当院スタッフに提供すること。
- 6-4 検収に必要な検査要領書を用意すること。
- 6-5 トレーニングは実操作画面を用いた操作研修を行うこと。また、その実施記録を提出すること。
- 6-6 装置納入後に行う精度管理等について、不備なく行えるように必要に応じ担当者が現地にて指導や補助を行えるようにすること。

7 障害に対する支援体制

- 7-1 本装置の故障・障害発生に対して、24時間連絡体制が整備されており、夜間休日を問わず、迅速な支援体制が可能であること。
- 7-2 本装置（付属品含む）について、設置後翌年度末までの期間は無償保証とし、正常に稼動するよう必要な点検整備を行うこと。
- 7-3 本装置が正常かつ安全に運用できるように定期的な点検を行うこと。
- 7-4 本装置に必要な消耗品及び故障時等の部品についての安定供給が確保されること。
- 7-5 本装置を使用している期間中においては、必要な消耗品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- 7-6 年間保守契約を締結している場合において、検収終了後翌年度末までの本装置の機器仕様変更やソフトウェアのバージョンアップが発生した時は速やかに無償で対応すること。
- 7-7 無償保証期間終了後に締結予定の定期保守については、見積書（保守内容を明記のこと）を提出し入札参加資格申請期限までに協議を終わらせること。

8 その他

- 8-1 本調達に伴う全ての工事（設置、配線、配管、ネットワーク工事、ならびにその他施工条件として示す工事）については、当院の診療業務に支障を来たさないよう、当院スタッフと協議した上で、その指示に従うこと。
- 8-2 設置工事は、納期・工事期間のスケジュールを当院スタッフと事前に打ち合わせをし、そのスケジュールに従い完了すること。
- 8-3 納品検査において不合格となった場合には、速やかに補正を行い改めて納品検査を受けるものとし、納品完了日までに完了すること。

歯科診療用ユニット 技術的要件

「歯科診療用ユニット」の構成・機能等は、以下の要件を満たす装置とする。

1 概要

- 1-1 歯科診療用ユニットは、シグノG20 又はシグノG20と同等の機能を有し、以下の要件を満たすこと。

2 本体の要件

- 2-1 チェア部
 - 2-1-1 シート表面は、清掃及び消毒が容易で、アルコール清拭に対応しているレザー等を使用していること。
 - 2-1-2 ヘッドレストは、角度や高さを自由に調節できるラチェット回転方式であること。
 - 2-1-3 シートの座面は、床面から最低位450mm、最高位750mmとし、450～750mmの範囲内で昇降する機能を有していること。
 - 2-1-4 シートのステップはスライドステップ機能を有していること。
 - 2-1-5 バックシートの角度は、水平に対して傾斜時2度、起立時78度の範囲以上で起伏する機能を有していること。
 - 2-1-6 背板やチェアの下降時に障害物に当たった際、動作を停止する安全機構を有すること。
 - 2-1-7 要介護者の導入がスムーズにできるよう、術者側のアームレストは開閉出来る可動方式であること。
- 2-2 ユニット部及びテーブル部
 - 2-2-1 ユニット部に洗口用給排水装置を有し、給水は紙コップ対応の光センサー式であること。
 - 2-2-2 給水停止後、ベースン部が自動洗浄される機能を有すること。
 - 2-2-3 ユニット部にスリーウェイシリンジ 1 回路、バキュームシリンジ 1 回路、排唾管 1 回路を装備していること。
 - 2-2-4 テーブル部にエアタービン 2 回路、マイクロモーター 1 回路、超音波スケーラー 1 回路、スリーウェイシリンジ 1 回路を装備していること。
 - 2-2-5 エア用、水用のフィルターを装備し、水フィルターは除菌機能を有すること。
 - 2-2-6 ベースンは、着脱可能な磁器製ベースンで清掃性を考慮していること。
 - 2-2-7 トレーテーブルには、チェア操作とインスツルメント管理を集中して行うコントロールパネルを設け、診療に合わせて設定モードをタクトボタンLEDで確認できること。
- 2-3 フットコントローラー部
 - 2-3-1 チェア部とコードにより連結されており、任意の位置に配置可能であること。
 - 2-3-2 チェアの昇降及びバックシートの角度を調整する機能を有すること。
 - 2-3-3 エアタービン、マイクロモーター及び超音波スケーラーの操作を行う機能を有すること。
- 2-4 無影灯
 - 2-4-1 光源にLEDを採用し、照度は30,000ルクス以上であること
 - 2-4-2 ライト部は4灯以上であること。
 - 2-4-3 ライトハンドル部は着脱式で、オートクレーブ滅菌に対応した素材であること。
- 2-5 オペレーティングスツール
 - 2-5-1 ガスシリンダー式であること。
 - 2-5-2 バックレストとキャスターを装備し、360度回転する機能を有すること。
 - 2-5-3 座面の高さ調節が足下で行えるハンズフリー機能を有すること。
- 2-6 インスツルメント
 - 2-6-1 マイクロモーター
 - 2-6-1-1 回転数範囲(rpm)は100～40,000とし、高トルクで安定した回転速度で切削できる機能を有すること。
 - 2-6-1-2 回転速度は可変速と一定速の切替えが可能であること。
 - 2-6-1-3 ブラシレス構造であること。

- 2-6-1-4 ライト光源はLEDであること。
- 2-6-1-5 内部注水機能を有すること。
- 2-6-1-6 水回路逆流防止機構を有しており、2次感染を防止していること。
- 2-6-1-7 モーターカバー部は着脱でき、オートクレーブ滅菌が可能であること。
- 2-6-2 超音波スケーラー
 - 2-6-2-1 超音波スケーラーは3つのモード（エンドモード、ペリオモード、スケーリングモード）を有すること。
 - 2-6-2-2 超音波スケーラーの周波数が27kHz以上であること。
 - 2-6-2-3 チップ、ハンドピース共にオートクレーブ滅菌に対応した素材であること。
- 2-6-3 スリーウェイシリンジ
 - 2-6-3-1 エアー、水及び噴霧の噴射機能を有すること。
 - 2-6-3-2 シリンジノズルは着脱式で、オートクレーブ滅菌に対応した素材であること。
- 2-6-4 バキュームシリンジ
 - 2-6-4-1 吸引量を調節できる機能を有すること。
 - 2-6-4-2 バキュームシリンジのシリンジボディ及びノズルは着脱式で、オートクレーブ滅菌に対応した素材であること。
- 2-6-5 排唾管
 - 2-6-5-1 吸引量を調節できる機能を有すること。
 - 2-6-5-2 ノズル部分が着脱式で、オートクレーブ滅菌に対応した素材であること。
- 2-7 その他
 - 2-6-1 当院既存器具の継続使用のため、ヨシダ クイックオブチカジョイント(LX-503)1個を付属させること。